

＜引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について＞

平成 26 年 4 月 1 日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位：千円】

項 目		決 算 額
歳 入	平成 30 年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	53,488
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	508,053

【社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位：千円】

予 算 科 目			対象経費	財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
款	項	目		国県支出 金	地 方 債	そ の 他	引上げ分の地 方消費税交付 金(社会保障財 源化分)	そ の 他
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	52,607	35,749	0	0	5,295	11,563
民生費	社会福祉費	老人福祉費	109,143	858	0	3,700	12,463	92,122
民生費	社会福祉費	障害者福祉費	170,016	118,988	0	0	16,314	34,714
民生費	社会福祉費	後期高齢者医療費	29,679	17,462	0	0	3,156	9,061
民生費	児童福祉費	児童措置費	80,230	68,195	0	0	8,451	3,584
民生費	児童福祉費	母子福祉費	293	133	0	0	107	53
衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	24,401	5,801	0	0	2,995	15,605
衛生費	保健衛生費	予防費	41,684	1,018	0	3,023	4,707	32,936
合 計			508,053	248,204	0	6,723	53,488	199,638

※一般職人件費・一般事務費は除く。